

薬生水発0930第2号
令和元年9月30日

各都道府県水道行政主管部（局）長 殿
各厚生労働大臣認可水道事業者及び水道用水供給事業者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長
（ 公 印 省 略 ）

水道法の一部改正に伴う水道施設台帳の整備について

水道法の一部を改正する法律(平成30年法律第92号)等の施行については、別途「改正水道法等の施行について」(令和元年9月30日付け薬生水発0930第1号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知)により通知したところであるが、このうち、水道施設台帳(以下「台帳」という。)の整備についての留意点等は下記のとおりであるので、これらの趣旨を踏まえつつ、遺憾なきよう適切な対応を願いたい。

また、都道府県におかれては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者へ周知されたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である旨申し添える。

記

第1 全般的事項

- 1 台帳は、水道施設の維持管理及び計画的な更新のみならず、災害対応、広域連携及び官民連携の推進等の各種取組の基礎となるものであり、適切に作成及び保存すること。水道事業者及び水道用水供給事業者(以下「水道事業者等」という。)は、令和4年9月30日までに整備を完了する必要があること。
- 2 台帳の記載事項に変更があったときは、速やかに訂正するなど、その適切な整理を継続して実施する必要があること。

第2 台帳の記載内容

- 1 台帳については、水道施設そのものに関する基礎情報に加え、適切な管理を行う上で必要となる周辺情報について適切に記載するものであること。そうした観点から、施設付近の道路、河川及び鉄道等の位置や、漏水が発生している給水管の止水等に必要となる止水栓の位置情報についても把握を求めているものであること。
- 2 台帳に記載する情報としては、水道法施行規則の一部を改正する省令(令和元年厚生労働省令第57号)による改正後の水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第17条の3で定める事項に加え、水道事業者等の業務状況等を十分に踏まえた上で、事業の円滑な実施に有効となる情報も含めた形で整備することが望ましいこと。

具体的には、以下の情報の追加が想定されるものであること。

- ・給水管に関する情報(口径・材質など)
- ・点検、修繕記録
- ・工事図面

- ・施設の写真
- ・制水弁の開閉状況 等

第3 台帳の整備方法

- 1 台帳は、必要な情報が容易に把握できる状況が確保されていれば、紙媒体及び電子媒体のいずれであっても差し支えないが、長期的な資産管理を効率的に行う観点から、台帳の電子化に努めること。
- 2 台帳の作成にあたり、情報の一部が欠損している場合は、以下の方法等による情報の補完について検討すること。
 - ・過去の工事記録の整理
 - ・認可（変更）申請書に添付する図面及び工事設計書等の整理
 - ・現地調査
 - ・他の社会資本（下水道、道路、電気及びガス等）の整備状況や同種管路の普及時期等から、当該施設の設置年度等を推測
 - ・過去に在籍した職員への聞き取り調査
- 3 災害時でも台帳が活用できるよう、分散保管やバックアップ、停電対策等の危機管理対策を行うこと。
- 4 水道施設台帳の情報を固定資産台帳の情報に整合させることにより、中長期的な更新需要の算定の精度を向上させることについて検討すること。

第4 その他

台帳の整備に当たっては、別紙の作成例を参考とされたいこと。

以上